

消費者の皆様へ

「ハトたまクラブ」利用申込みのご案内

1. 「ハトたま」について

本会公認のキャラクター「ハトたま」は、協会のPRマスコットキャラクターとして、平成24年12月14日に誕生しました。名前の由来は、ハトマークと埼玉から前後の二文字ずつをとっています。

2. 「ハトたまクラブ」のサービスについて

ハトたまクラブとは、一般消費者を対象に本会が主催するハトマーク不動産セミナーの開催案内や宅地建物取引知識普及のための情報を登録いただいた連絡先にダイレクトメール等でご案内する情報提供サービスです。

3. 提供内容について

- ・ハトマーク不動産セミナー開催案内
- ・宅地建物取引知識の普及啓発に関する情報（弁護士による不動産法律相談会開催案内等）

4. 提供方法について

登録をいただいた連絡先に郵送またはFAX若しくはEメールで送付致します。

5. サービスのお申込み方法について

本サービスを利用しようとする方は、サービス内容と情報提供サービス利用規約（別添）をご理解いただき、ハトたまクラブ利用申込書（別添）に必要事項を記入し、本会に郵送またはFAXでお申込みください。

6. 注意事項

- ・本サービスは、情報提供サービス利用規約（別添）に基づきお取り扱いしますのでご参照ください。
- ・ご不明な点は下記までお問合せください。

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会
本部事務局 保証業務課
〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町6-15 埼玉県宅建会館
TEL 048-811-1868/FAX 048-811-1821

